

住家被害認定調査票について

(平成25年6月)

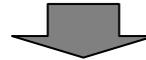
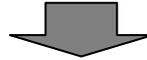
1. 調査票の構成

(1) 地震（運用指針：「第1編地震による被害」・「補遺」）

地震の木造・プレハブ（第1次）調査票については、調査票AまたはBから地方公共団体の判断で選択できることとします。

	地震 木造・プレハブ			地震 非木造	
	第1次		第2次	第1次	第2次
	A	B			
種別	1種	1種	3種 1 基本データ、損害割合算出表 2 平面図 3 部位別損害割合	1種	2種 1 基本データ、部位別損害割合、判定結果等 2 平面図
配置図	○	○	—	○	—
平面図等	—	—	○	—	○

地盤の液状化により住家に
損傷がみられる場合



地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定	地震 木造・プレハブ		地震 非木造	
	第1次	第2次	第1次	第2次
種類	1種	1種	1種	1種

(2) 水害（運用指針：「第2編水害による被害」）

1) 通常の水害時

	水害 木造・プレハブ		水害 非木造
	第1次	第2次	
種別	1種	2種	1枚
配置図	○	○	○
平面図等	—	—	—

1次調査については、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合の住家被害に限り適用する。

2) 区域内の住家が明らかに1階天井まで浸水している場合（サンプル調査）

	水害 木造・プレハブ	水害 非木造
種類	2種	/
配置図	○	
平面図等	○（区域図）	

サンプル調査については、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合であり、かつ1階天井まで浸水したことが一見して明らか区域にのみ利用する

(3) 風害編（運用指針：「第3編風害による被害」）

	風害 木造・プレハブ	風害 非木造
種類	2種 1 基本データ、損害割合算出表等 2 部位別損害割合	1種
配置図	○	○
平面図等	—	—

2. 調査票様式の修正

次の2つの条件が満たされれば、地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正することができます。

- 運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
- 調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。

【調査票において記録する項目】

- ①所在地
- ②住家の被害の程度
- ③判定した住家の範囲（建物のうち居住の用に供されていると推定される部分）
- ④外観による判定結果
- ⑤住家の傾斜
- ⑥床上浸水の有無（水害の場合のみ）
- ⑦屋根等の損傷の有無（風害の場合のみ）
- ⑧各部位の損傷（i～ivのいずれか）
 - i. 各部位の損傷状況（図面、写真等で記録）
 - ii. 各部位の損傷程度ごとの損傷面積率等
 - iii. 各部位の損傷率
 - iv. 各部位の損害割合
- ⑨住家の損害割合

内閣府で示した調査票に示されている項目以外に、過去に災害を経験した地方公共団体において、調査票に盛り込まれた項目を参考に列挙します。

- 災害名称
- 「浸水深」等他の統計で必要とされる項目
- 「固定資産税減免に必要な損害の程度」等他の地方公共団体業務で必要とされる項目
- 調査結果の電子データ化のための番号自動読み取りコード（QRコード、バーコード等）